

# 報告

## 道議会が国に意見書を提出

医療政策部  
地域保健部

平成25年第4回定例道議会において医療関係として、

1. 「将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書」
2. 「水痘など4ワクチンの定期接種化に関する意見書」
3. 「子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と重篤な副反応の被害者救済を求める意見書」

が可決され衆・参両議院議長、内閣総理大臣ほか関係閣僚に提出されました。

1 および2は、日医からの要請に基づき当会が要望、3は、道議会として提案されたものであります。

### 将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書

本道においては、人口の減少や少子高齢化が急速に進行する中、長引く経済状況の低迷なども相まって、国民皆保険制度のもと、いつでも、どこでも、誰でも公平に受けられることができる医療提供体制の確保が強く求められている。

こうした中、政府の成長戦略の柱の一つとして、大幅な規制緩和等による経済対策が進められており、医療分野についても保険外併用療養費の拡充等の議論が行われているが、過度な規制緩和が進むことで、国民が受けられることができる医療水準に所得によって格差が生ずることや、介護等の自己負担や地域負担が増すなどを不安視する声もある。

また、社会保険診療に係る消費税は非課税であり、当該診療に係る仕入税額控除ができないことから、来年4月以降に予定されている消費税の増税により負担が増加し、財政基盤の弱い医療機関では経営破綻のおそれもあるため、政府の推進する地域医療の充実等への深刻な影響が懸念されていることから、適切な対応が求められている。

よって、国においては、将来にわたり医療提供体制を守るため、次の事項について実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 国民皆保険制度を恒久的に堅持し、公的な医療給付範囲を維持するとともに、いわゆる混合診療の全面解禁や医療機関経営への営利企業の参入等の過度な規制緩和は行わないこと。
- 2 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を見直し、仕入税額控除が可能な制度に改めるなど、医療の消費税の問題の抜本的な解決を図ること。
- 3 国民に必要なかつ十分な医療を提供するための財源を確保し、国民の生命・健康への影響をもたらす患者の自己負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年12月12日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
規制改革担当大臣

} 各通

北海道議会議長 加藤 礼一

## 水痘など4ワクチンの定期接種化に関する意見書

本道は、道民の健康の維持向上を図るため、市町村や医療機関等との連携のもと、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

平成24年5月23日、厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会は、子宮頸がん予防など7ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進していくことが望ましいとした「予防接種制度の見直しについて（第2次提言）」を取りまとめた。

国では、この提言を踏まえ、3ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌）について、本年4月1日から定期接種化したが、他の4ワクチン（水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎）については、衆参両院において、平成25年度末までに定期接種化の結論を得る旨の附帯決議が行われ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、審議が続けられている一方で、子宮頸がんワクチンについては、積極的勧奨の中止など予防接種に関する道民不安も生じている。

現時点では、4ワクチンの定期接種化が決定していないが、任意接種も含めた予防接種の意義とリスクについて、国民一人一人が正しい知識を持ち、その上で接種の判断をみずから行う必要があり、よりわかりやすい情報提供や、副反応報告制度、健康被害救済制度の十分な周知も求められている。

よって、国においては、道民の健康保持のため、これらを踏まえて早急に4ワクチンの定期接種化が検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年12月12日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣 } 各通

北海道議会議長 加藤 礼一

## 子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と重篤な副反応の被害者救済を求める意見書

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症については、本年4月1日から予防接種法の改正により、市町村がワクチンの定期接種を行ってきた。ところが、子宮頸がん予防ワクチンを接種した後、接種との因果関係が否定できない副反応事例が全国で多数発生し、5月16日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では多数の副反応事例が医療機関から報告され、部会では健康被害の調査を行っていることと承知している。

また、厚生労働省は、6月14日以降、希望者には接種機会の確保を図るものの、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないように勧告した。

厚生労働省が定期接種を進めてきた子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がん全体の50%から70%の原因とされる2種類のHPVに予防効果が期待されている一方、その副反応について、国民の不安が広がっていることは、危惧すべき重大な問題である。厚生労働省の責任において、慎重かつ徹底した検討を行うとともに、早急に被害者への救済を講ずるべきである。

よって、国においては、国民の健康と安全を守るため、次の事項について万全の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 重篤な副反応が報告されている子宮頸がん予防ワクチンの接種は、国の責任で、安全性などについて、慎重かつ徹底した評価検討を行うこと。
- 2 国民に対し、適切な情報提供を行い、十分な説明責任を果たし、不安解消に万全を期すこと。
- 3 任意接種を受けた者を含め、副反応の疑いのある者など予防接種を受けた者、これから受けようとする者、あるいは、その保護者からの相談に応ずる窓口を、地方自治体などに早急に設置するべく措置を講ずること。
- 4 副反応に対する治療方法の確立、被害者救済制度の十分な周知と早期の設定を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年12月12日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣 } 各通

北海道議会議長 加藤 礼一